

# しんじゅく区 くらしの情報

## CONTENTS

- P.1 18歳は大人に！(成年年齢引き下げ)
- P.2 予期せぬ“サブスク”の請求トラブルに注意！
- P.3 消費生活相談 Q&A
- P.4 新宿消費生活センターからのお知らせ

No. 264

2022年7月号

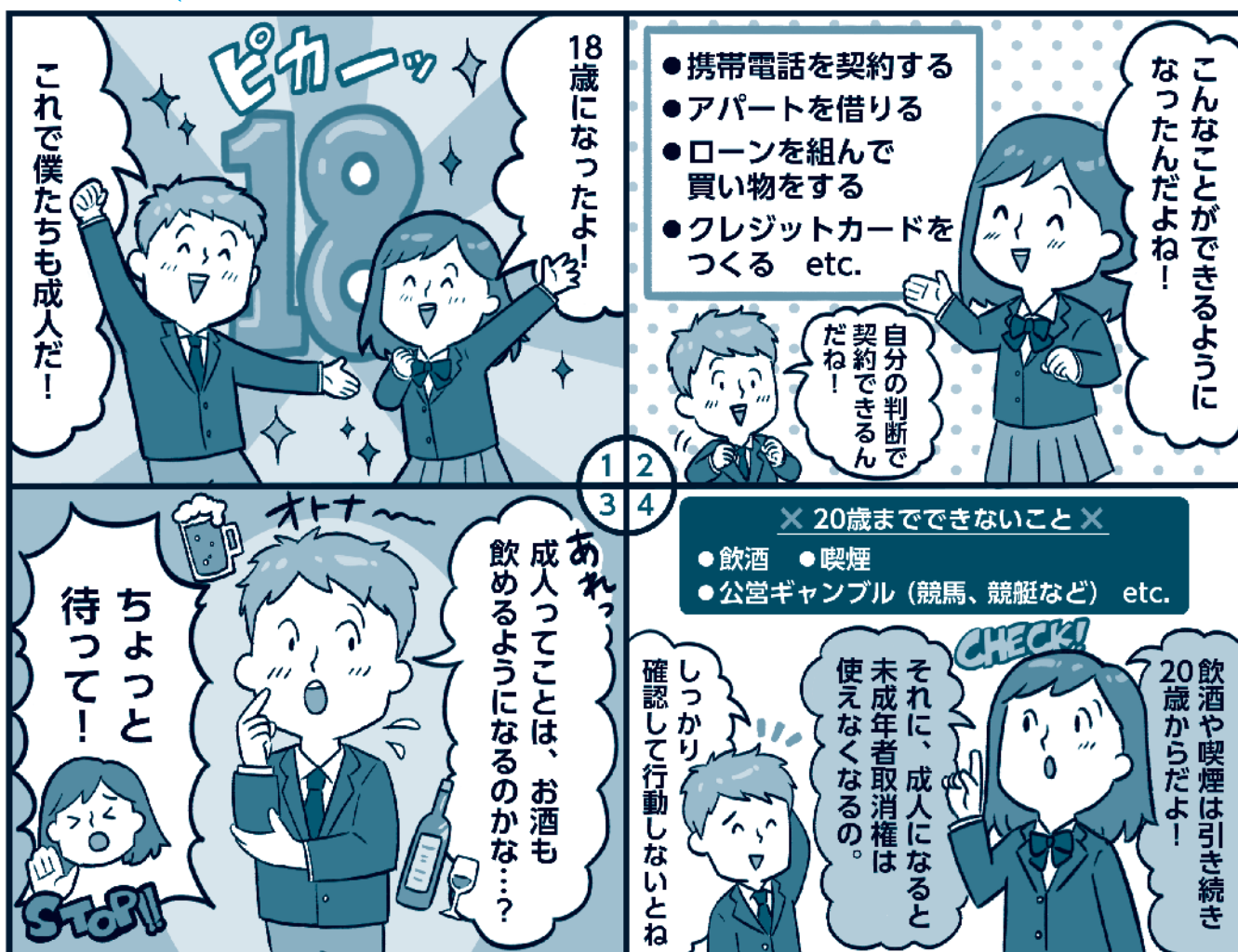
編集発行：新宿区立新宿消費生活センター TEL：03-5273-3834

## 18歳は大人に！(成年年齢引き下げ)

～ 契約や買い物のトラブルに注意 ～

民法改正により、2022年4月1日より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。契約に関する知識や経験が乏しい若者をターゲットにした悪質商法も増えています。最近では「サブスク」に関する相談が多く寄せられています。

知っていますか？ 18歳になれば **契約** できます！



## 「解約したはず!」「契約してない!」と思い込んでいませんか? 予期せぬ“サブスク”の請求トラブルに注意!

「サブスクリプション（以下、サブスク）」とは、定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスのことで、一般的に、一度契約をすると、解約しない限り自動的に支払いが継続されます。

### 【サブスクリプションの流れ】



#### 無料トライアルの申し込み

クレジットカード番号を入力してください

※無料期間は1カ月

※無料期間を過ぎて解約されない場合には、自動的に有料プラン（¥5,000/月）に移行します



動画配信アプリ  
サブスクリプション

1週間トライアル無料

開始日：○月×日

¥900/月

申し込む

### サブスクのサービス例



動画配信



音楽配信



レンタル



学習教材



アプリ

etc...

### サブスクの契約のポイント

- ① 契約中はサービスを受けることが可能  
→ 利用していなくても料金が発生する
- ② 解約しない限り契約は自動で、更新される  
→ 解約しない限り支払いが続く

## インターネットで契約したサブスクに関するトラブル事例



メーカーの公式サイトと勘違いして有料質問サイトを利用し、月額料金を請求された



動画配信サービスの解約を忘れ、利用していないにもかかわらず代金を請求された



通販サイトの有料会員に登録したメールアドレスがわからず、解約できない



1週間の無料体験のためにダイエットトレーニングアプリをダウンロードした後、退会したと思っていたら継続課金になっていた



### ●相談事例からみる特徴と問題点

- サブスクがどのような契約かを正しく理解していない
- 契約内容や契約先の事業者を誤って認識している
- 無料期間中に解約手続きを忘れていた／解約方法がわからず無料期間中に解約手続きができなかった
- 解約したつもりが、解約できていなかった
- 期待したサービス内容ではなかった

### ●アドバイス

- 「無料体験」「無料トライアル」の広告・表示をきっかけにサブスクを申し込む際には、契約条件をよく確認してから契約する
- 解約する場合は、事業者の公式ホームページなどで手続き方法を確認する
- 申し込む前に、契約の相手方の事業者名、サービス内容、解約方法を確認する
- クレジットカード等の明細は毎月チェックする

(出典：国民生活センター)

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センター等へ相談しましょう。消費者ホットラインまでお電話ください。





## 友だちから紹介されたから…ホントに安心!?

成年年齢が引き下げられ、18歳以上は成人となりました。特にマルチ商法は、成人になった途端に勧誘を受けトラブルに遭うなど、社会経験の少ない若者が狙われています。



### 18歳になった途端に誘われて…

「儲かる話を一緒に聞きに行こう!」と高校の同級生に誘われて、同級生の知人が待つカフェに行った。その知人から、「ブログで海外ゲームサイトの広告を貼るだけで簡単に広告収入を得ることができる」と説明を受け、「登録料として30万円必要」といわれた。高額で迷っていると、「お金を借りればいい。儲けですぐに返せる」といわれ、断り切れずに契約した。その場で消費者金融サイトの登録方法を教えられ、コンビニのATMで30万円を引き出し手渡した。クーリング・オフ期間が過ぎたころになって、「紹介料がもらえるから友達を勧誘して」といわれた。マルチ商法のようなのだが、最初からわかっていたら契約しなかった。解約して返金してほしい。

#### ※マルチ商法とは

単に商品の購入やサービスの契約をするだけでなく、その販売組織に加入したうえで、今度は自分が勧誘者となって、組織を拡大していき、加入者が増えるごとにマージン（紹介料）が支払われる仕組みの取引です。



### ●マルチ商法だと気づかずに契約することが多い

マルチ商法は、特定商取引法で連鎖販売取引として規制されており、勧誘に先立ち、氏名・勧誘目的・勧誘にかかわる商品等の種類を明示しなければなりません。しかし、「儲かる話」「いい話」などと誘いだし、契約前に紹介料を得られる仕組みであると説明をしない「後出しマルチ」であったり、また自分たちの組織をネットワークビジネスと呼んでマルチ商法ではないと否定したり、契約時にマルチ商法であると気づかないケースが増えています。

### ●断りにくい状況を利用して契約させられる

友人や最近ではSNSでやり取りをして親しくなった人から誘いをうけることで、友人を信用して、または友人の手前断ることができなくて契約をすることが多くあります。

### ●説明どおりには儲からず、借金だけが残ることに

すぐ返せるからと消費者金融などから借金をして契約するように勧められますが、説明どおりに簡単に儲かることはありません。また、勉強のためと、サロン入会やセミナー受講など、契約後にもお金がかかることがあります。そのため、借金が返済できず、さらに借金がかさみ、生活が困難になることもあります。

### ●自分も友人を誘うことで、加害者になったり、逮捕されたりすることも

マルチ商法は、自分も勧誘することで組織を拡大していく商法です。そのため、加害者の立場になり、友人を失ったり、損害賠償や逮捕などの責任を追及される場合もあります。



#### ここに注意!

- 簡単に儲かるウマイ話はありません
- 友人からの誘いでも、きっぱりと断りましょう
- 借金してまで契約するのはやめましょう



#### 契約しても諦めないで!

- 期間中であればクーリング・オフができます
- クーリング・オフ期間が過ぎても、契約の取消しなどができる場合があります

まずは、消費生活センターに相談を



### 相談員コラム

大人になることで、消費者金融やクレジットカードの契約なども一人でできるようになり、借金をして大きな取引（買い物）をすることができるようになります。自分の好きなことができる自由を手に入れる反面、責任も伴い、契約

の面では未成年者として保護されなくなります。契約してしまうと、解約ができなかったり、お金を返してもらのが難しい場合があります。勧誘をうけても、すぐには契約せず、その場を離れましょう。事業者や仕組みなどについてインターネットで調べたり、信頼できる人に相談するなどして、安易な契約は避けるようにしてください。不安に思ったら、すぐに消費生活センターに相談してください。



# 新宿消費生活センターからのお知らせ

## 新宿消費生活センターご利用案内

悪質商法・契約・解約など、困ったことがあったらご相談ください。消費生活相談員・弁護士が相談をお受けします。

### ●消費生活相談

〈対象〉新宿区にお住まいの方、  
新宿区に通勤・通学している方  
〈相談料〉無料  
〈相談場所〉新宿区立新宿消費生活センター  
(新宿 5-18-21 新宿区役所第二分庁舎 3階)

〈電話番号〉03-5273-3830 (消費生活相談専用)

電話相談：月～金 (年末年始、祝日を除く)  
9:00～17:00

来所相談：月～金 (年末年始、祝日を除く)  
9:00～16:30

まず、消費生活相談員がお話をうかがいます。

#### ●弁護士相談 (来所相談のみ・予約制)

相談日時：毎週水曜日 (年末年始、祝日を除く)  
9:00～12:00・13:00～16:00

#### ●多重債務相談 (来所相談のみ・予約制)

相談日時：毎週第4火曜日 (祝日の場合は第5火曜日)  
13:00～16:00

## 2022年6月1日 特定商取引法が改正されました

### ▶主なポイント

#### 1 電磁的記録による クーリング・オフの導入

従来の書面に加え、電子メール等の電磁的記録によって通知することも可能になりました。  
電子メールのほか FAX、USBメモリ等の記録媒体や事業者が自社のウェブサイト に設ける専用フォームによる通知も可能です。

#### 2 通信販売に関する規定の新設

通信販売の申込み段階において商取引を行う上で通常必要な基本的事項について  
①表示の義務付け  
②誤認させるような表示の禁止

詳しくは消費者庁 HP

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/amendment/2021/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/)

## 新宿消費生活センターのツイッター

新宿消費生活センターでは、消費者注意喚起情報や消費者講座についてツイッターで発信しています。情報発信専用です。どうぞご覧ください。

### アカウント名

@shinjuku\_shohi (新宿区立新宿消費生活センター)

### アドレス

[https://twitter.com/shinjuku\\_shohi](https://twitter.com/shinjuku_shohi)

## 講座・イベント情報

みなさまのご参加をお待ちしています。

会場：新宿消費生活センター分館 (高田馬場1-32-10) ①②④⑤⑥は会議室、③は調理室

講座・イベント名	講師	日時	費用	主催	申込み・問合せ
① 長期修繕計画作成と修繕積立金	一級建築士 藤井勝明	7月20日(水) 18:15～20:15	500円	NPO法人建築ネットワークセンター	NPO法人建築ネットワークセンター事務局 03-6457-3178
SDGs スクール 2022 ① SDGs と私たちの暮らし (入門編) ② 持続可能な社会における災害リスクとジェンダー平等 ③ 地球温暖化の行方と市民生活 ④ -1 建設とSDGs～住み続けられるまちづくりを～ -2 SDGs に関する日本及び国際的な援助 ⑤ SDGsの視点からみる食品ロスと食品リサイクル	① (特非) 持続可能な開発のための教育推進会議理事 鈴木克徳 ② 減災と男女共同参画研修推進センター共同代表 浅野幸子 ③ 国立環境研究所社会システム領域地域計画研究室主任研究員 有賀敏典 ④-1 株式会社熊谷組設計本部副本部長 羽迫英男 -2 JICA 企画部イノベーション・SDGs 推進室長 松山剛士 ⑤ 農林水産省新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室長 補佐 岸田学、修了式	① 8月6日(土) ② 8月20日(土) ③ 8月27日(土) ④ 9月3日(土) ⑤ 9月10日(土) 13:30～15:30 ※⑤のみ 13:30～16:00	—	一般社団法人新宿ユネスコ協会 〒162-0053 原町1-39	往復はがきまたは E-mail (shinjuku-unesco@outlook.jp) で、7月25日(必着)まで。ウェブ会議ツール「Zoom」を利用したの受講も可能。会場受講14名、Zoom利用16名 広報しんじゅく 7/5号掲載
③ 夏休み手打ちうどん教室	名人 中野昭夫 外1名	8月7日(日) 第1回目 10:00～12:30 第2回目 13:00～15:30	650円	新宿区消費生活モニターOB会 〒169-0075 高田馬場1-32-10 新宿消費生活センター分館内	往復はがきで、7月21日(必着)まで。各回8名(小学3年生以上)。広報しんじゅく 7/5号掲載 新宿区消費生活モニターOB会 090-4730-5445
④ 親子で考えるプラスチックごみ問題	消費生活コンサルタント 紀 玲子	8月7日(日) 13:30～15:00	—	一般財団法人日本消費者協会	(一財)日本消費者協会HP <a href="https://jca-home.jp/">https://jca-home.jp/</a> 電話 03-5282-5311 または FAX03-5282-5315 で、8月4日(必着)まで。ウェブ会議ツール「Zoom」を利用したの受講も可能。抽選で親子20組。 広報しんじゅく 7/25号掲載
⑤ 夏休み親子講座 カレンダーで作るエコバックと絵本読み聞かせ	新日本婦人の会新宿支部 管頭恵子	8月21日(日) 14:00～16:00	—	新宿区消費者団体連絡会 〒169-0075 高田馬場1-32-10 新宿消費生活センター分館内	往復はがきまたは E-mail (s-shoudanren@outlook.jp) で、8月10日(必着)まで。保護者と小学生の親子15組程度。 広報しんじゅく 7/25号掲載
⑥ 給排水管の更生・更新工事	一級建築士 小玉隆司	8月24日(水) 18:15～20:15	500円	NPO法人建築ネットワークセンター	NPO法人建築ネットワークセンター事務局 03-6457-3178